（仮称）三大明神風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

平成２７年９月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目　次

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
(1)　公告の日 1
(2)　公告の方法 1
(3)　縦覧場所 2
(4)　縦覧期間 2
(5)　縦覧者数 2
2.　環境影響評価方法書についての説明会の開催 3
(1)　公告の日及び公告方法 3
(2)　開催日時、開催場所及び来場者数 3
3.　環境影響評価方法書についての意見の把握 3
(1)　意見書の提出期間 3
(2)　意見書の提出方法 3
(3)　意見書の提出状況 3
第２章　環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ... 4

第 1 章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 27 年 7 月 1 日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成 27 年 7 月 1 日（水）付　福島民報（朝刊：27 面）

②インターネットによるお知らせ

平成 27 年 7 月 1 日（水）から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙 2-1 参照）

・いわき市のウェブサイト

・（株）ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト（別紙 2-2 参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

・福島県庁
福島県福島市杉妻町 2 番地 16

・いわき市役所
福島県いわき市平字梅本 21 番地

・いわき市遠野支所
福島県いわき市遠野町根岸白幡 40 番地 1

・いわき市常磐支所
福島県いわき市常磐湯本町吹谷 76 番地

・いわき市三和支所
福島県いわき市三和町下市萱字竹之内 114 番地 1

②インターネットの利用による縦覧

・（株）ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト
http://eeh-development.com/sandaimyojin/

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 7 月 31 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、福島県、いわき市のウェブサイトに当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 4 件（0 件）であった。

（内訳）	・福島県生活環境部環境共生課	1 名
	・いわき市総務部総務課	2 名
	・いわき市遠野支所	1 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 349 回であった。

2.　環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【第 1 回】

・　開催日時：平成 27 年 7 月 28 日（火）　19 時から 20 時
・　開催場所：渡戸高野多目的集会施設
（福島県いわき市三和町渡戸字高野 98-1）
・　来場者数：12 名

【第 2 回】

・　開催日時：平成 27 年 7 月 29 日（水）　19 時から 20 時
・　開催場所：入遠野公民館　（福島県いわき市遠野町入遠野字前田 38- 1）
・　来場者数：7 名

3.　環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 8 月 14 日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）
①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
②（株）ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第 2 章　環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条及び第 9 条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1．事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本計画地は国有保安林が計画区域の大部分であり、且つ、一部砂防指定地が含まれる。しかし、国有林の本来の機能を低下させ、災害誘発の危険性を高めることについての、予測や検討が行われないことは、甚だ問題である。さらには国有林は国民の財産であり、二酸化炭素吸収による温暖化ガスの低減に寄与していることについて評価しないことは、再生可能エネルギー導入の理念を見失っていると言わざるを得ない。以上より、本計画は中止を含め、慎重に対応することを強く求めます。	国有保安林内の利用については、今後の事業計画の詳細な検討において、国有保安林の本来の目的･機能を十分に考慮し災害等の発生を防ぐ計画立案を原則としています。また、今後の関係機関との協議を踏まえて、指導等に基づき必要に応じて適切な措置を講じます。 当社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通してエネルギー自給と地球温暖化防止に寄与することを目指しておりますが、環境への配慮も重要課題と位置づけております。本事業実施による周辺地域への環境影響については今後の準備書で明らかにするとともに、極力影響が及ぶことのないように事業計画を検討します。
2	風任せの風力発電は出力が不安定であり理想的な電源とは程遠い。発電量を増やせば火力による頻繁な補正（バックアップ）が必要となりエネルギー効率が著しく低下する。基本的に作るべき発電システムではない。	再生可能エネルギーは、平成 26 年 4 月に見直されたエネルギー基本計画において、有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付けられ、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく、こうした取り組みにより「2030 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割」といった水準をさらに上回る導入を目指す、とされています。また、風力については大規模に開発できれば発電コストが火力並であることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源とされています。 さらに、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」では、福島県の再生可能エネルギー導入に関する基本方針と導入目標が定められ、同ビジョンにおいて風力発電についても導入目標が位置づけられています。本事業については福島県との施策に沿うものと考えています。
3	いわき市環境基本計画で、低炭素社会づくりを目標に掲げているが、風力発電が低炭素社会に貢献しないばかりかマイナス要因であることは明らかである。巨大な施設の製造から輸送、廃棄までに要する資源、エネルギーを考えれば建設の意味はない。	
4	風力発電は電力固定買取制度をはじめとした補助・優遇制度を前提として建設が計画される。優遇なしでの商業利用は成り立たない。地域住民への負担や環境破壊も甚大である。 まったくの愚行としか言いようがなく計画撤回するべきである。 本事業計画には強く反対する。	当社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通してエネルギー自給と地球温暖化防止に寄与することを目指しておりますが、環境への配慮も重要課題と位置づけております。本事業実施による周辺地域への環境影響については今後の準備書で明らかにするとともに、極力影響が及ぶことのないように事業計画を検討します。
5	地図によると事業計画区域周辺に住宅、学校、老人ホームなどがびっしり存在することが特徴的である。まずはこのような場所で風力発電を設置すれば子どもをはじめ大勢の住民への健康被害を招く危険性が高く、実施すべきではないと考える。	事業実施区域周辺には住居等が位置していることはこれまでの調査で認識しています。今後の予測・評価においては、それらの結果を踏まえて、住居等への影響が及ぶ可能性を明らかにするとともに、影響が懸念される場合は環境保全措置を実施する等により、極力影響が及ぶことのないように事業計画を検討します。
6	計画では施設のみならず搬出入道路まで整備すると	工事車両の搬出入の影響については、現地調査結果をもとに予測、評価を実施し、影響が

No.	意見の概要	事業者の見解
	あり、自然エネルギーと称する事業には相応しくない。事業区域内の道路整備等も含め設置にかかる工事期間は１年以上に及ぶ広大なものとなるため、現地環境の深刻な破壊となることは必至である。工事車両の走行による大気汚染と特に子供たちへの影響は無視できない。	懸念される場合は、必要な環境保全措置を検討します。
7	変電所、電線、支柱工事の具体性およびそれに対する環境影響評価がほとんど記載されておらず全くの手落ちであると言わざるを得ない。高圧線からの電磁波による健康影響も無視できないが、説明がない。	現時点では計画の詳細が検討段階にあることから、計画の詳細については準備書に記載します。また、高圧線の電磁波による影響について、本事業で計画する送電網は一般的な送電線と同規模のものであり、基本的には影響はないものと想定しています。
8	保育・幼稚園、小中高等学校が近接地に多数存在するが、これらの各校の親御さんを集めて説明会を実施すべきではないか。子供の健康へ影響が出るかもしれない事業であり、責任ある事業者としての最低限の務めではないのか。事業者の誠意がまったく感じられず、事故や被害が起きた時の賠償等あるいは計画と違う実態が明らかになった場合に適切な措置がとられるという期待が持てない。	説明会については、法令の手続きに基づき、準備書作成段階で実施予定ですが、それ以外にも地域の皆様のご要望に応じて説明会を開催することは検討しています。 また、事故や被害に関しては今後事故等が万一発生した場合には、それらの状況に応じて適切に対応します。

2．騒音・低周波音

No.	意見の概要	事業者の見解
1	騒音、低周波音の影響についての説明があまりに少ない。地元住民への影響は回避できず、地域住民への健康被害は必定であるが、その対策や保障について責任を持って対処するとはとても思えない。	騒音、低周波音の影響については、現地調査結果をもとに今後、予測評価を行い、影響が懸念される場合は必要な環境保全措置を検討します。それらの結果については準備書に記載します。

3．水質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	水質汚濁防止法にもかかる事業であるとのことだが、水利権、漁業権関係者と協議し合意を得ているのか説明がない。土砂流出による河川や海洋へ深刻な影響をもたらす恐れがあるが、それらへの対応について説明がない。	水利権や漁協関係者との協議、調整等については、今後調整を進めます。土砂流出による影響については、今後、設計や各種許認可手続きの過程で関係機関等との協議を踏まえて検討します。

4．動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	方法書について、希少猛禽類を始めとする鳥類の調査回数や調査ポイントが示されている。しかし、調	猛禽類や渡り鳥の調査の定点調査では、各調査定点にそれぞれ１名を配置し、同時に調査を行います。さらに、調査定点間で無線機に

No.	意見の概要	事業者の見解
	査人数や全調査ポイントの同時期調査の実施が曖昧である。イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類は生息区域が広範囲に及ぶことから、同時期調査が不可欠であり、文献調査にて、生息（営巣）の可能性が高い、本計画地では、質、量とも手厚く行うこと。	よる情報交換を行うことで、広域に及ぶ猛禽類の出現状況を把握します。
2	動植物への影響について、造成等の施工による「一時的な影響」とあるが、根拠薄弱である。生息地を破壊されれば野生動物は深刻な影響を受ける。特に希少種への影響は取り返しのつかないものになりかねない。「方法書以降の環境保全措置の検討により、工事段階での影響の回避・低減が可能であることから、重大な影響の可能性のある環境要素として選定しない。」とあるが、意味不明と言わざるを得ない。環境影響評価とはまさにこれらへの影響回避を図るための手続であり、「環境保全措置」が具体的に明らかにされないまま影響を回避できるなどとは、事業者の勝手な言い分であり全く通用しない。	「方法書以降の環境保全措置の検討により、工事段階での影響の回避・低減が可能であることから、重大な影響の可能性のある環境要素として選定しない。」の引用部は、配慮書での調査･予測･評価項目についてのものであり、準備書における動植物の予測評価は、「造成等の施工による一時的な影響」、「地形の改変及び施設の存在」、「施設の稼働」において影響の予測、評価を行います。 本事業実施による周辺地域への環境影響については今後の準備書で明らかにするとともに、極力影響が及ぶことのないように事業計画を検討します。
3	計画地およびその周辺にはイヌワシなどの猛禽類、特定植物群落など貴重な動植物の生息地が存在し、地元住民はそれらの恩恵に預かりながら共存しており、影響ははかり知れない。	今後の環境影響評価手続きの中で、イヌワシなどの希少猛禽類、貴重な動植物の生息・生育について現地調査を行います。その結果を踏まえて予測・評価し、環境保全に十分に配慮します。
4	イヌワシなど猛禽類をはじめ多くの野鳥が生息することが確認されているが、設備の配置くらいでこれらへの影響を回避または低減できるとは到底納得できるものではなく、説得力に著しく欠けている。希少な動植物と風力どちらを優先すべきかは言うまでもないことであり、これらの生息地を潰してまでなぜ役に立たない施設を設置しなければならないのか理解できない。生物多様性は地球規模で危機的状態であり、これらの破壊が人間自身の生存を脅かすことは今や常識であり、今我々大人の世代がなすべきことはいかに希少な自然環境を次世代に引き継ぐため叡智を絞るかということである。旧態依然とした公共事業による乱開発で営利を追及する時代は過ぎたことを自覚すべきであり、未だにそれに依存し続けることは犯罪的である。	本事業の実施にあたっては、自然環境に十分配慮して進めることが重要であると考えています。今後の環境影響評価手続きの中で、周辺環境への影響について調査、予測・評価し、環境保全に配慮して事業計画の検討を進めます。
5	隣接する田人地区ではオオタカの営巣も確認されているにも関わらず同様に風力発電計画地となっていることも問題であるが、またそこから 10ｋｍに満た	猛禽類の現地調査を行い、当該地域におけるオオタカの生息状況や営巣の有無を確認します。その結果を踏まえて、予測、評価を行い、必要な環境保全措置を検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	ない三大明神は当然オオタカ類の生息環境の範囲内と考えるのが妥当であり、積極的に保護が図られるべき地域であることは言うまでもない。営巣が確認されていないのであれば今後確認されるかあるいは営巣する可能性が高い地域として優先的に保護、保全を図るべき環境である。	
6	動物を様々な罠で捕獲するとあるが、特にカスミ網はかかるだけで死ぬことが多いと聞く。他の罠類の場合でも、かかった動物がパニックとなり暴れることで死に至るケースもあるため、捕獲すべきではないと考える。	カスミ網を用いた調査では、捕獲した個体をすぐに取り外せるような調査体制をとり、捕獲個体への損傷を最小限に留めます。なお、捕獲調査にあっては、環境省や福島県に鳥獣捕獲等許可申請、特別採捕許可申請等の必要な手続きを行って実施しています。
7	公平な判断のためには意見聴取した専門家の名前を入れるべきである。(環境審査会委員にのみ伝えればよいという理由もない。)	主務省令に基づき、意見聴取した専門家について、専門分野及び所属機関の属性について記載しています。

5．景観

No.	意見の概要	事業者の見解
1	景観に対する認識があまりにも低いことに驚嘆する。地方は景観に対する思いが強く重要な地域資源ある。広く影響を調査し、開示、共有すべきである。	景観の状況については、準備書において完成予定後の状況をフォトモンタージュ等で具体的に示し、極力影響が及ぶことのないように事業計画を検討します。
2	福島県は景観法に基づき開発行為の制限を行っているが、風力発電は景観を大きく損なうにも関わらず何ら制限を受けない。これは誤り。制約を受けないからと言って建設が認められると判断すべきではない。	景観法については今後、必要に応じて関係機関の指導に基づき適切に対処します。

6．廃棄物

No.	意見の概要	事業者の見解
1	建設残土や産業廃棄物が各地で問題を引き起こしているが、今回の事業は事業廃止時の最終的な処分も含め廃棄物問題を著しく悪化させるが、これについての説明がない。事業者は利益追及のみならず最終段階での廃棄物にも責任を持つべきである。	事業実施により生じる建設残土及び廃棄物に関しては、事業終了となった際の撤去も含め、法令等に基づき適切に処理します。

7．放射性物質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	方法書について、環境影響対象に「放射性物質」の飛散等が含まれないのは問題である。計画地はいわき市内でも放射線量率が高く、原子力規制庁の最新モニタリングでも 0.2～0.5μSV/h と国が除染対象とする線量率を上回っており、大規模な伐採や土木工事における飛散は広範囲に及び隣接区域では雨水に溶けこむことも想定される。放射性物質については、今後、対象に含めることで準備が進められていると聞くが、東京電力㈱と資本関係あった貴社は積極的に対応することが本県に対する責任であることを、ご確認いただきたい。	放射性物質については、放射線モニタリング情報（原子力規制委員会 HP、平成 27 年 6 月時点）において、事業実施区域近隣の空間線量率は 0.075～0.130（μSv/h）との結果が示されています。一般環境中の放射性物質に関する項目選定は、資料調査結果並びに関係機関との協議を踏まえ、非選定としました。

別紙 1

日刊新聞紙における公告

福島民報　（平成 27 年 7 月 1 日（水）　朝刊　27 面）

環境影響評価方法書の公表について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）三大明神風力発電事業及び（仮称）田人風力発電事業の環境影響評価方法書を以下のとおり公表します。

◆事業者の名称　株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者　代表取締役　稲角 秀幸
所在地　東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

◆対象事業の名称（対象事業の種類、規模）
（仮称）三大明神風力発電事業（風力発電事業、最大54、000kW）
（仮称）田人風力発電事業（風力発電事業、最大36、000kW）

◆対象事業の実施区域
（仮称）三大明神風力発電事業：福島県いわき市遠野町入遠野地内 他
（仮称）田人風力発電事業：福島県いわき市田人町貝泊地内 他

◆環境影響を受ける範囲であると認められる地域
（仮称）三大明神風力発電事業：福島県いわき市
（仮称）田人風力発電事業：福島県いわき市、鮫川村、古殿町

◆方法書の縦覧
（仮称）三大明神風力発電事業
縦覧の場所：福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市遠野支所、いわき市三和支所、いわき市常磐支所
縦覧期間：平成二十七年七月一日㈬から平成二十七年七月三十一日㈮まで
縦覧時間：土、日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時まで（開庁時間に準ずる）
電子縦覧：http://eeh-development.com/sandaimyojin/
（仮称）田人風力発電事業
縦覧の場所：福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務課、いわき市田人支所、鮫川村総務課、古殿町産業振興課
縦覧期間：平成二十七年七月一日㈬から平成二十七年七月三十一日㈮まで
縦覧時間：土、日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時まで（開庁時間に準ずる）
電子縦覧：http://eeh-development.com/tabito/

◆意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法：氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出
提出期間期限：平成二十七年八月十四日㈮まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先：
〒105－0001　東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
電話☎〇三－五四〇四－五三三七　担当：野口、桶田

◆方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十七年七月二十四日㈮（田人）
午後七時～午後九時（予定）入　旅　人　集　会　所
平成二十七年七月二十五日㈯（田人）
午後七時～午後九時（予定）青　生　野　集　落　センター
平成二十七年七月二十八日㈫（三大明神）
午後七時～午後九時（予定）渡戸高野多目的集会施設
平成二十七年七月二十九日㈬（三大明神）
午後七時～午後九時（予定）入　遠　野　公　民　館

別紙 2-1

インターネットによる「お知らせ」

（福島県　ウェブサイト）

別紙 2-2-1

インターネットによる「お知らせ」
（(株) ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト）

【トップページ】

別紙 2-2-2

インターネットによる「お知らせ」
（(株) ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト）

【(仮称) 三大明神風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について】

（仮称）三大明神風力発電事業に係る環境影響...

（仮称）三大明神風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

平成27年7月1日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、平成27年7月1日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「（仮称）三大明神風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を届け出ました。
方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法書

表紙・目次	方法書 1/11 [144KB]
第1章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	方法書 2/11 [62.1KB]
第2章　対象事業の目的及び内容	方法書 3/11 [5.88MB]
第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況-1 自然的状況	方法書 4/11 [23.3MB]
第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況-2 社会的状況	方法書 5/11 [18.7MB]
第4章　対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	方法書 6/11 [12.2MB]
第5章　配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書 7/11 [477KB]
第6章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	方法書 8/11 [6.79MB]
第7章　配慮書について関係地方公共団体の長及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解	方法書 9/11 [1.09MB]
第8章　環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	方法書 10/11 [4.64MB]
第9章　環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 11/11 [61.9KB]
要約書	要約書 [21.3MB]
（仮称）三大明神風力発電事業　環境影響評価方法書に対する意見書の提出について<意見書様式>	意見書 [137KB]

方法書及び要約書は、平成27年7月1日（水）～平成27年7月31日（金）の期間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものです。
（承認番号　平26情複、第993号）
本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。
本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しています。
（承認番号　平26情使、第913号）

各書類をご確認いただくにはAcrobat PDF Readerが必要です。
お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader（無料）ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。

Get ADOBE' READER'

当サイトのご利用環境について

Close

別紙 2-2-3

インターネットによる「お知らせ」
（(株）ユーラスエナジーホールディングス　ウェブサイト）

【(仮称）三大明神風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について】

（仮称）三大明神風力発電事業に係る環境影響...

（仮称）三大明神風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について

平成27年7月1日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、平成27年7月1日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「（仮称）三大明神風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を届け出るとともに、福島県知事、いわき市長に送付しました。届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、いわき市内において説明会を開催致します。

方法書の縦覧について

縦覧場所：	福島県 生活環境部 環境共生課 いわき市本庁総務課 いわき市遠野支所 いわき市三和支所 いわき市常磐支所
縦覧期間：	平成27年7月1日（水）から平成27年7月31日（金）まで
縦覧時間：	土、日、祝日を除く午前9時15分から午後5時まで（開庁時間に準じます。）
電子縦覧	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/sandaimyojin/

意見書の提出について

提出方法：	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期限：	平成27年7月1日（水）から平成27年8月14日（金）まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	（仮称）三大明神風力発電事業　環境影響評価方法書に対する意見書の提出について

住民説明会の開催について

第1回：	平成27年7月28日（火）19:00～21:00　渡戸高野多目的集会施設
第2回：	平成27年7月29日（水）19:00～21:00　入遠野公民館

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス広報IR・環境アセスメント部
担当：野口、桶田
〒105-0001　東京都港区虎ノ門四丁目3番13号　ヒューリック神谷町ビル7階
電話番号：03-5404-5337

Close

別紙 3

ご意見記入用紙

「（仮称）三大明神風力発電事業　環境影響評価方法書 」

ご意見記入用紙

「（仮称）三大明神風力発電事業　環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送り下さい。

○意見書の郵送先　〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
（株）ユーラスエナジーホールディングス 広報 IR・環境アセスメント部
野口・桶田 宛

○意見書の提出期限　平成 27 年 8 月 14 日（金）（当日消印有効）

意　見　書

平成 27 年　　月　　日

項　目	ご 記 入 欄
お　名　前 （法人その他の団体にあっては、法人名・団体名、代表者の氏名）	
ご　住　所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 （日本語により意見の理由を含めて記載してください。）	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。